

パンフレット「暮らしの税情報」（平成 29 年度版）の正誤表（国税庁ホームページ掲載分）

○ 訂正箇所：財産を相続したとき「法定相続分の主な例」

誤	正
子がない場合／配偶者／3分の <u>1</u>	子がない場合／配偶者／3分の <u>2</u>

※ 各税務署の窓口等に設置しているパンフレット及びリーフレットについては、誤りはありません。